

【提言】

切れ目のない安全保障体制の実現へ

～激化する米中覇権争いの今、

東アジアの安定に向けて我が国がなすべきこと～

2021年(令和3年)5月

一般社団法人 関西経済同友会

安全保障委員会

「切れ目のない安全保障体制の実現へ～激化する米中覇権争いの今、東アジアの安定に向けて我が国がなすべきこと～」

はじめに

- 国際環境を取り巻く厳しさは増大。日本も、尖閣諸島を巡る中国の活動活発化、北朝鮮リスクなど、多くの問題。
- バイデン政権は、同盟国や友好国との関係強化を目指す一方で、「同盟国による応分の責任と負担」も求めている。
- 当会が続けてきた、「タブーを排した安全保障論議」、「自らの安全は自ら守る」の観点から、提言を行う。

1. 日米同盟強化のため、日米地位協定の見直しを

- 2020年1月、日米安保条約は締結60周年を迎え関係が成熟してきた。一方、同年に締結された日米地位協定は、「日米安全保障体制にとって極めて重要」とされながら、我が国にとって「不平等」としばしば指摘。特に、在日米軍の犯罪や基地周辺の危険性に端を発する問題が、沖縄県などの地域に偏在。その度に、日米地位協定を見直す声が高まるが、締結以来、これまでの60年間、一度も改定されていない。
- 沖縄は、我が国及びアジア太平洋の平和と安全にとって枢要な位置にある。日米同盟を深化していく上で、地域住民の安全確保、在日米軍に対する地元住民の理解・協力は不可欠。特に、米中二大国間の対立が激化する中、日米双方にとって日本列島に米軍基地を置く戦略的重要性は高まっている。基地機能をより高度化し、より持続性を高め、防衛協力の範囲を拡大していくためにも、日米地位協定の見直しを行うべき。

提言①：日米地位協定見直しでは、我が国の国内法適用や十分な情報開示などを求めていくべき

1. 在日米軍・軍属に対し、原則として我が国の国内法の適用を
 - ・ 現在、在日米軍・軍属に対し、原則として、日本の国内法は適用されない。しかし、日本は独立した主権国家であることに加え、日本国内における米軍駐留人数は世界最多。周辺住民の安全確保や感情面の反発への配慮は不可欠であり、国民の生命や財産に関するものを中心として、我が国の国内法を適用させるべき。
2. 基地における米国の排他的管理権につき、ドイツ、イタリアなど同水準への改定を
 - ・ 日米地位協定では、米軍が「設定、運営、警護及び管理のため必要なすべての措置を執ることができる」とされる。従って、事件や事故の際などでも、日本側の捜査、基地への立入りは制限。また、基地内での環境破壊等に対しても規制が出来ない。独、伊など同水準に、政府、自治体当局の立入りを認めさせるべき。
3. 米国の軍用機などの訓練・演習などにおける規定の明確化を
 - ・ 現在、日米地位協定での明文化がないため、周辺住民への騒音被害に加え、民間旅客機が、安全で効率的な運航をする上での阻害要因となっている。従って、原則、米軍による施設・区域外での訓練・演習を制限すべき。やむを得ず、施設・区域外での訓練・演習を行う場合は、事前の通達を義務付けるべき。
4. 検疫について、日本政府への情報開示に関する取り決めを
 - ・ 日米地位協定では、「合衆国軍隊の構成員は、旅券及び査証に関する日本国の法令の適用から除外される」とされるため、米軍基地で兵士並びにその家族の新型コロナウイルスへの感染が確認されたにもかかわらず、日本政府として実態を十分に把握できなかった。予め、緊急時などの取り決めをしておくべき。

提言②：日米地位協定見直しは、協定の改定、運用や解釈の変更などあらゆる方法で検討すべき

- ・ 独、伊などは、地位協定の改定や補足協定の締結などによる見直しを実施。一方、我が国は、日米地位協定締結以来、一度も改定しておらず、改定などの方針も公にしていない。政府が、協定見直しの方針を打ち出すとともに、地元住民の目線に立ち、協定の改定、運用や解釈の変更など、あらゆる方法を検討すべき。

提言③：日米同盟や日米地位協定について、国民が自由に話し合える環境を整えるべき

- ・ 日米同盟や日米地位協定は、日本の平和や安全保障に欠かせないテーマにも関わらず、多くの国民が、実態や問題の所在について、知らない、無関心。基地と地元代表（行政）や周辺住民などとの交流をより活発にし、双方の課題などについて恒常的にオープンに話し合う仕組みを更に拡大すべき。また、国民一人一人が関心を持ち、積極的に話し合いを行えるように意識醸成や環境整備をしていくべき。

2. 同盟国や Quad をはじめ、基本的価値観を共有し、インド太平洋地域に地理的・歴史的な繋がりを有する国々との連携・緊密・拡大強化を

- 米国の相対的な国際影響力の低下により、世界は「パックス・アメリカナ」から「パックス・アライド・アメリカナ（同盟国付きの米国世界）」に変容する最中にある。そのような中、我が国は、2016年に安倍前政権が掲げたビジョン「自由で開かれたインド太平洋戦略」を掲げ、外交・安全保障上での国際的な存在感を発揮。
- また、我が国は、米豪印とともに、通称「Quad（クアッド）」と呼ばれる連携も進めている。

提言④：Quad では、軍事・安全保障に留まらない、多角的・重層的な関係強化をすべき

- ・ Quad は、「自由で開かれたインド太平洋戦略」の象徴。一層、多角的、重層的に協力の枠組みを拡大すべき。
- ・ 日米豪印共同訓練などの継続に加え、エネルギー、宇宙、通商面などでの協力関係にも注力すべき。

提言⑤：海洋大国として、「自由で開かれたインド太平洋戦略」を一層推進すべき

- ・ 日本は、海洋大国として、法の支配に基づいた海洋資源の活用促進に主導的な役割を果たすべき。これと並行し、尖閣諸島などにおいて、我が国に差し迫っている危機に対応すべく、海上保安庁の能力増強も急務。

3. 「経済の安全保障」の観点から、産業界の垣根を越えた協力体制の構築を

- 米国や中国の輸出規制などに日本企業が巻き込まれる危険性は、ますます高まっている。また、北朝鮮への経済制裁決議の内容に反する経済活動を企業や個人が行うことによるリスクも依然として高い。
- 米中などの輸出規制や輸出制裁が自社に及ぼす影響やリスク認識、自社製品が、供給元／供給先として、どのように作られ、第三国で使われているのかなど、各企業や個人で行う情報収集や対応策には限界がある。

提言⑥：国は経済安全保障に関する実態の把握、公表をすべき

- ・ 政府は、経済安全保障の観点から、企業、大学や研究機関などの調査を行い、「戦略的不可欠性」のある研究成果や技術や製品について、全容を把握すべきである。その上で、実態を公表し、全体で認識を共有すべき。

提言⑦：国内において産業界の垣根を越えた情報連携、協力体制の構築を進めるべき

- ・ 安全保障上、特に重要な輸出製品や技術に関しては、個社努力のみならず、国家安全保障局に設置された「経済班」などを活用し、産業界の垣根を越えた情報連携、協力体制の構築を進めるべき。

4. 官民双方によるサイバーセキュリティの強靱化を

- コンピュータ技術が目まぐるしく進歩。情報漏洩だけでなく、実経済、産業システムやインフラシステムへの破壊、先端産業や軍事機密をはじめとする知的財産の不正取得、情報操作を狙いとする攻撃などが増加。更に、コロナ禍でのリモートワークの増加等により、サイバー攻撃に対する対応の重要性は喫緊の課題である。

提言⑧：国全体のサイバーセキュリティを総括、責任の所在となる専門官庁を早期創設すべき

- ・ 国家レベルによるサイバー攻撃に対して、民間企業では太刀打ちが出来ない。また、現在、国全体の安全保障を脅かす大規模なサイバー攻撃や、重要インフラ施設へのサイバー攻撃に対抗する国家体制（監視、分析、対応など）は責任所在も含め、不明確である。「国の盾」不在の現況を早急に改めるべき。

提言⑨：官民が協力して、民間企業のデジタル強靱化(デジタルレジリエンス)の底上げをすべき

- ・ 民間企業がサイバー攻撃を受けた際に、侵入経路や攻撃手法、被害の実態などが早期に把握され、広く実態や対応策が共有されるように整備すべき。また、個々企業に対する情報提供、共同訓練などについては、デジタル庁が担い、民間企業のデジタル強靱化の底上げをすべき。

おわりに

- 今までになく経済を安全保障のレンズを通して見ることの重要性が高まっている。経済界、各企業ともに、安全保障に関する関心を高め、真剣に対策を考えるべき。
- 韓国との民間外交は継続が重要。政府間の膠着状態が続くが、経済界や青少年など民間レベルの交流は継続すべき。
- 自然災害・パンデミック・軍事的緊張などの危機は突如到来する。我が国全体の危機管理能力を高めるべき。

目 次

はじめに	1
1. 日米同盟強化のため、日米地位協定の見直しを	2
提言①：日米地位協定見直しでは、我が国の国内法適用や十分な情報開示などを求めていくべき	3
1. 在日米軍・軍属に対し、原則として我が国の国内法の適用を	
2. 基地における米国の排他的管理権につき、ドイツ、イタリアなどと同水準への改定を	
3. 米国の軍用機などの訓練・演習などにおける規定の明確化を	
4. 検疫について、日本政府への情報開示に関する取り決めを	
提言②：日米地位協定見直しは、協定の改定、運用や解釈の変更などあらゆる方法で検討すべき	4
提言③：日米同盟や日米地位協定について、国民が自由に話し合える環境を整えるべき	4
2. 同盟国や Quad をはじめ、基本的価値観を共有し、	6
インド太平洋地域に地理的・歴史的な繋がりを有する国々との連携・緊密・拡大強化を	
提言④：Quad では、軍事・安全保障に留まらない、多角的・重層的な関係強化をすべき	6
提言⑤：海洋大国として、「自由で開かれたインド太平洋戦略」を一層推進すべき	7
3. 「経済の安全保障」の観点から、産業界の垣根を越えた協力体制の構築を	8
提言⑥：国は経済安全保障に関する実態の把握、公表をすべき	8
提言⑦：国内において産業界の垣根を越えた情報連携、協力体制の構築を進めるべき	9
4. 官民双方によるサイバーセキュリティの強靱化を	10
提言⑧：国全体のサイバーセキュリティを総括、責任の所在となる専門官庁を早期創設すべき	11
提言⑨：官民が協力して、民間企業のデジタル強靱化（デジタルレジリエンス）の底上げをすべき	11
おわりに	12
2019 年度・2020 年度 安全保障委員会 活動実績	13
2020 年度 安全保障委員会 委員会名簿	15

はじめに

世界情勢が不安定さを増すなか、我が国を取り巻く安全保障環境は、様々な課題や不安定要因が顕在化・先鋭化し、一層厳しさが増大している。特に、米中二大国間の摩擦は、過熱の一途を辿っている。

中国は、直近 30 年間で国防費を約 44 倍（2021 年は我が国国防費の 4 倍）に拡大。建国 100 周年となる 2049 年に向けて覇権的な行動を一層強めている。我が国に対しては、尖閣諸島沖合への領海侵入を積極化するなど伝統的分野での圧力を高めているほか、サイバー攻撃もエスカレートさせている模様である。また、産業政策においても「中国製造 2025」の発表(2015 年)や「インターネット安全法」(2016 年)及び「国家情報法」(2017 年)の制定などを通じて、IT 産業やハイテク製造業をはじめとする各産業へ大きな影響力をもたらし、経済安全保障上の問題も浮き彫りとなっている。このような状況のなかで、2028 年には経済規模で米国を抜くとされる。さらに、政治・外交面においては、コロナ禍の震源地とされながらも、「マスク外交」「ワクチン外交」を世界中に展開し、影響力を拡大させている。

また北朝鮮は、核・ミサイルの開発を進めている上、政治的・軍事的な不透明性が極めて高く、先の展開が読みにくい厄介な存在であり脅威となっている。

同盟国である米国との関係では、トランプ前政権は、アメリカファーストを主張し主要国に対する通商関係の見直しの要求、同盟国に対する駐留経費の負担要求などを行い、我が国へも在日米軍駐留経費負担の大幅増を求めた。一方 2021 年 1 月に発足したバイデン政権は、気候変動や人権問題への対応、同盟国や友好国との関係強化を目指し、パリ協定復帰の動きなどを見せているが、同盟国との結束強化に関しては「同盟国による応分の責任と負担」を訴えている。

我が国が軍事・経済・政治・外交上の安全保障の脅威に対応するにあたり、今後も日米同盟が基軸であることは論をまたない。もともと、同盟関係は戦後長きにわたって続いており、一部には時代に即して見直すべきものも出てきている。コロナ禍を受けて新たな展開が出てきている世界情勢に応じ、切れ目ない安全保障体制の実現に向けて、第二次世界大戦後における我が国唯一の同盟国である米国との責任と負担の在り方などについて改めて検討すべき時期にきている。

関西経済同友会 安全保障委員会は 1970 年代より「タブーを排した安全保障論議」を一貫して続けており、我が国の安全をいかにして守るかを考えるなか、「自らの安全は自ら守る」ことの必要性を世に訴え続けてきた。また、昨年度より日米同盟や「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約」(以下、日米安保条約)に焦点を当て、「同盟の価値」、「同盟の変容」、「安定した日米関係のための日米地位協定」などについて調査・研究を行ってきた。

コロナ禍で世界が混迷を極める今、東アジアの安定に向けて、我が国が切れ目のない安全保障体制を実現すべく、ここに提言を行う。

1. 日米同盟強化のため、日米地位協定の見直しを

【背景】

2020 年 1 月に日米安保条約は締結 60 周年を迎えた。日米同盟を振り返ると、1960 年の日米安保条約締結以降、日本は基地や経済的な負担を担い、米国は軍事力の提供を行うという双務的なものとして関係が成熟してきた。一方、同年に締結され、在日米軍による施設・区域のあり方や我が国における米軍の地位について定めた「日米地位協定」¹は、我が国が「日米安全保障体制にとって極めて重要」²、「在日米軍の駐留は、日米安保体制の中核的要素」³と位置付けているにも関わらず、しばしば、我が国にとって「不平等」であるとの指摘がなされている。特に、在日米軍による犯罪や基地周辺の危険性に端を発する問題が、沖縄県などの地域に偏在して発生しており、その度に日米地位協定を見直す声が高まるにも関わらず、締結以来一度も改定されていない。

沖縄はシーレーンにも近く、我が国及びアジア太平洋の平和と安全にとって、枢要な位置にある。特に、米中二大国間の対立が激化するなか、日米双方にとって日本列島に米軍基地を置く戦略的重要性は高まっている。将来にわたり日米同盟を深化していく上で、地元住民の安全確保、そして、在日米軍に対する地元住民の理解・協力は不可欠である。このような現況に鑑み、沖縄の戦略的重要性を再認識し、基地機能をより高度化し、より持続性を高め、防衛協力の範囲を拡大していくためには、日米地位協定の見直しを行う必要がある。

日米同盟は、双務的な関係ながらも、非対称的な側面を持つが故に、トランプ前政権などが不平等であると問題視してきた。しかし実際は、我が国が専守防衛を保ちつつ防衛力を効率的に高めるだけでなく、米国が戦略的根拠地として、日本においてアジア太平洋へのロジスティクス支援、燃料・兵站の貯蔵、通信傍受などの重要な活動を展開するために必須のものである。そのため、日米地位協定の改定、及び、それがもたらす日米同盟の更なる強化は、米国の利益にも資するものと考ええる。

【参 考】日米同盟の深化に関するこれまで（主な出来事）

1951 年	旧安保条約締結	相互防衛の規定なし (日本:米国に基地を貸す、米国:日本防衛の義務なし)
▼		
1960 年	日米安保条約、 日米地位協定締結	米国の日本防衛義務明示
▼		
1978 年	旧ガイドライン	旧ソ連の侵攻を想定した「日本有事」に備えて策定
▼		
1981 年	日米共同声明	日米両国が「同盟関係」にあると初めて明記
▼		
1996 年	日米安保共同宣言	両国がアジア太平洋地域のみならず地球規模でも協力していくことで確認
▼		
1997 年	ガイドライン改定	「周辺事態」を盛り込み(朝鮮半島での戦争を想定)
▼		
2015 年	新ガイドライン	「切れ目のない対応」、後方支援の対象を「地球規模」に
▼		
2016 年	安全保障関連法施行	集団的自衛権容認
▼		
2018 年	日米共同声明	第三国による知的財産の収奪、強制的技術移転、貿易歪曲的な産業補助金などへの対処で、両国が協力

¹ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定

² 外務省 HP

³ 令和 2 年度版 防衛白書

1. 在日米軍・軍属に対し、原則として我が国の国内法の適用を

現在、在日米軍・軍属に対し、我が国の国内法は「原則として不適用」とされる。（日米地位協定 Q&A 問 4）。しかし、ドイツ、イタリア、ベルギー、英国の各国では、航空法や環境法令など各分野において、原則として国内法が適用されており、我が国のみが米国側に裁量を委ねているのが実態である。

しかし、日本国内における米軍駐留人数は世界最多である。周辺住民の安全確保や感情面の反発への配慮は不可欠であり、日本国民の生命や財産に関するものを中心として、我が国の国内法を適用させるべきである。

2. 基地における米国の排他的管理権につき、ドイツ・イタリアなど同水準への改定を

日米地位協定第 3 条では、米軍が「設定、運営、警護及び管理のため必要なすべての措置を執ることができる」と規定されている。また、日本側による米軍施設・区域内に関する立入り権については明記されていない。そのため、基地内において重大事件・事故が発生した際に、日本側の捜査、立入りが制限されている。また、基地内での環境破壊などに対しても、我が国は規制が出来ない。

一方、ドイツでは、「緊急の場合や危険が差し迫っている場合は事前通告なしの立入り」が認められており、イタリアでは、「イタリア司令官は基地の全ての区域にいかなる制約を設けずに自由に立入ることが可能」とされるなど、他国では立入り権が保障されている。

我が国においても、ドイツ、イタリアなど同水準に、日本政府・自治体当局の立入りを認めるべきである。

3. 米国の軍用機などの訓練・演習などにおける規定の明確化を

現在、日米地位協定では、米国の軍用機などの訓練・演習などに関する規定が明文化されていない。そのため、訓練に関する詳細な情報が日本側に通報されていない。また、騒音防止協定による「午後 10 時以降の飛行制限」も形骸化している。これらのことから、基地周辺住民は、騒音及び振動被害、飛行訓練における事故に起因するリスクなどの負担を強いられている。さらに、施設・区域外での訓練もなされており、我が国の民間旅客機などが安全で効率的な運航をする上での障害ともなっている。

従って、基地周辺住民の意見も反映しつつ、施設・区域外での米軍による訓練・演習を節度あるものに制限すべきである。また、やむを得ず施設・区域外、時間外での訓練・演習を行う場合についても、政府ならびに地元自治体への事前通知などを義務付けるべきである。

4. 検疫について、日本政府への情報開示に関する取り決めを

日米地位協定第 9 条では、「合衆国軍隊の構成員は、旅券及び査証に関する日本国の法令の適用から除外される」と規定されているため、日本政府は、在日米軍基地を経由して入国する軍人や軍属に関する情報を得ることができない。また、日米間において検疫に関する取り決めもされていない。そのため、コロナ禍において、米軍基地の兵士やその家族に感染が確認されたにも関わらず、日本政府は実態を十分に把握できなかった。

新型コロナウイルス感染症に限らず、パンデミックは今後も起こり得るとされており、検疫について日本政府が実態を把握できるよう、情報開示に関する取り決めを行うべきである。

提言②：日米地位協定見直しは、協定の改定、運用や解釈の変更などあらゆる方法で検討すべき

地位協定を巡っては、前述の通り、ドイツ、イタリアでは、地位協定の改定や補足協定の締結などによる見直しが行われてきた。その背景には、ドイツにおける駐留米軍航空機事故の相次ぐ発生による死傷者の発生、イタリアにおける「米軍機によるロープウェイ切断事故」という大惨事があり、これらを受けたドイツ、イタリア政府と米国との対話の歴史がある。しかし、我が国は、地位協定を締結以来一度も改定しておらず、改定や見直しの方針も公にしていない。

まずは政府が、地元住民の目線に立って日米地位協定見直しの方針を打ち出すとともに、協定の改定、運用や解釈の変更など、あらゆる方法を検討すべきである。また、日米地位協定改訂の妨げとなる国内法があれば、あわせて整備をすべきである。

【参 考】諸外国の地位協定改定の例⁴

ドイツ (ボン補足協定)	1988 年、ドイツにおいて駐留米軍による航空機事故が相次ぎ、多くの死傷者が出たことによって、補足協定の改定を求める国民世論が高まる。1990 年に東西ドイツ統一後、ドイツ政府は NATO 軍派遣国に対し、「相互性の原則」（ドイツに駐留する同盟軍の地位を、他の同盟国内に駐留するドイツ連邦軍と同等のものにすること）などを申し入れ。
イタリア (チェルミス・ロープウェイ切断事件)	1998 年、米軍機によるロープウェイ切断事故で民間人 20 人が死亡。米伊の両政府は米軍機の飛行訓練に関する合同委員会を立ち上げ、飛行訓練に関する規制を大幅に強化。

提言③：日米同盟や日米地位協定について、国民が自由に話し合える環境を整えるべき

日米同盟や日米地位協定は、我が国の平和や安全保障に欠かせないテーマであるにも関わらず、在日米軍に日常的に接する国民は限られている。そのため、多くの国民が、実態や問題の所在などについて、知らない、あるいは無関心の状態が続いている。

まずは、基地関係者、地元住民、その他の国民の間におけるコミュニケーションを一層促進させるべきである。現在でも、オープンベース（基地の一般開放）や航空ショーをはじめ、年間を通じて様々な取り組みもなされているが、これに加えて基地と地元代表（行政）や周辺住民などとの交流をより活発にし、双方の課題などについて恒常的にオープンに話し合う仕組みを更に拡大すべきである。そして、自由と民主主義を重んじる国家として、基地周辺住民や特定地域に限らず、国民一人一人が日米同盟や日米地位協定に関心を持ち、積極的に話し合いを行えるように意識醸成や環境整備をしていくべきである。

⁴ 沖縄県「他国地位協定調査 中間報告書」（平成 30 年 3 月）などをもとに作成

【参 考】米国—各国間の地位協定の違い

	国内法	管理権	訓練・演習	航空機事故	米軍駐留人数 ⁵
日本	原則不適用	立ち入り件明記なし	航空特例法等により 規制できず	捜査などを行う権利 を行使しない	55,026①
ドイツ	原則適用	立ち入り権明記 立入りパス支給	独側の承認が必要	独側が現場を規制、 調査に主体的に関与	34,810②
イタリア	原則適用	基地は伊司令部下 伊司令官常駐	伊側の承認が必要	伊検察が証拠品を押 収	12,764④
英国	原則適用	基地占有権は英 英司令官常駐	英側による飛行禁止措 置等明記	英警察が現場を規 制・捜索	9,145⑤
ベルギー	原則適用	地方自治体の立入り 権確保	自国軍よりも厳しく規 制	(未確認)	895⑩
オーストラ リア	適用	一部除き豪が有する (一部共同管理)	豪側の法的枠組みが「十分機能」		228⑭
インド	(地位協定なし)				

(資料) 沖縄県「他国地位協定調査」、「オーストラリア地位協定の研究」(法政大学 水野秀雄)、「米国が締結している地位協定及び地位協定における主要な規定」(国立国会図書館 調査及び立法考査局 外交防衛課長 松山 健二) より作成。

⁵ 米軍の駐留人数は 2018 年 3 月 31 日現在 (丸囲み数字は、人数の多い順)

2. 同盟国や Quad をはじめ、基本的価値観を共有し、インド太平洋地域に地理的・歴史的な繋がりを有する国々との連携・緊密・拡大強化を

【背景】

現在、米国の相対的な国際影響力の低下により、世界は「パックス・アメリカナ」の時代から、「パックス・アライド・アメリカナ（同盟国付きの米国世界）」⁶と呼ばれる時代に変容しつつある。

そのようななか、我が国は、2016 年に安倍前政権が掲げたビジョン「自由で開かれたインド太平洋（Free and Open Indo-Pacific = FOIP）戦略」によって、①法の支配、航行の自由、自由貿易などの普及・定着、②質の高いインフラ整備を通じた連結性の強化などによる経済的繁栄の追求、③海上法執行能力の向上支援、防災、不拡散などを含む平和と安定のための取組を 3 本柱に、外交・安全保障上での国際的な存在感を発揮してきた。

また、我が国は、米国、オーストラリア、インドとともに、通称「Quad（クアッド）」と呼ばれる連携も進めている。Quad はもともと対中政策としての意味合いが濃かったものの、第 2 回外相会談（2020 年 10 月）では、質の高いインフラ整備、テロ対策、サイバーセキュリティ対策など、様々な分野での協力も進めることが確認された。また、2021 年 3 月 12 日に開かれた 4 カ国首脳会合の共同声明では、①新型コロナワクチン供給作業部会、②重要・新興技術作業部会、③気候変動の作業部会の 3 作業部会の発足なども具体的に示されたところである。

「パックス・アライド・アメリカナ」の時代に移り変わろうとするなか、我が国は、同盟国や Quad をはじめ、基本的価値観を共有し、インド太平洋地域に地理的・歴史的な繋がりを有する国々との連携・緊密・拡大強化も含め、引き続き、戦略を練る必要に迫られている。

提言④:Quad では、軍事・安全保障に留まらない、多角的・重層的な関係強化をすべき

Quad は、「自由で開かれたインド太平洋戦略」の象徴でもあり、一層多角的、重層的に協力の枠組みを拡大すべきである。今後、我が国の安全保障の確保、米国に対する TPP への加入要請など、我が国からの主張が必要となる場面も想定されることから、同盟国や Quad をはじめ、基本的価値観を共有し、インド太平洋地域に地理的・歴史的な繋がりを有する国々との連携はますます重要である。

コロナ禍の対応を巡り、中国がオーストラリアへの経済的な圧力を強めており、そのような時こそ Quad など連携関係にある我が国などが、実効性の高い協力を推進すべきである。また、安全保障分野では日米豪印共同訓練などを今後も継続していくことに加え、エネルギー、宇宙、通商面などでの協力関係にも注力すべきである。

⁶ 大阪大学大学院 法学研究科教授 坂元 一哉 氏（2019 年 10 月 4 日(金) 当会 講演会より）

【参考】日本の各種協力締結状況について

	防衛装備品・ 技術移転協定	物品役務相互提供協定	情報保護協定	安全保障共同宣言
オーストラリア	2014 年	2017 年	2013 年	2007 年
インド	2016 年	—(※1)	2015 年	2008 年
英国	2013 年	2017 年	2014 年	2017 年
カナダ	—	2019 年	—	2010 年
フランス	2016 年	2019 年	2011 年	—(※2)
ニュージーランド	—	—(※3)	—(※4)	—(※5)

(※1) 2018 年 日印首脳会談で、締結に向けた交渉開始で合意

(※2) 2014 年 表明文書署名

(※3) 2014 年 日 NZ 首脳会談で、検討することで一致

(※4) 2019 年 日 NZ 首脳会談で、情報保護に関する国際約束についての予備協議開始について一致

(※5) 2013 年 防衛協力・交流に関する覚書署名

提言⑤:海洋大国として、「自由で開かれたインド太平洋戦略」を一層推進すべき

現在、我が国を取り巻く環境として、海洋権益を保全する必要性が高まっている。特に中国は、2014 年に南シナ海での人工島建設を巡り、国連海洋法条約に基づいて設立された仲裁判断によって「中国の歴史的権利」主張の法的効果が否定されたにも関わらず、その主張を維持している。また、その後も中国は、海上法執行機関である海警局を増強させ、軍と共同で訓練を行うなど事実上の「第2海軍」として、尖閣諸島周辺での活動頻度を増大させている。以前より、ASEAN 各国は中国の海洋進出に対して「深刻な懸念」⁷を示しているが、南シナ海での中国との領有権問題を抱えベトナムやフィリピンからの警戒感⁸は一段と高まっている。

まずは、菅政権においても同盟国やインド太平洋地域における我が国と基本的価値観を共有する国々などとともに、「自由で開かれたインド太平洋」戦略を一層強力に進めるべきである。特に我が国は、領海及び排他的経済水域の面積では第6位、体積では第4位を誇る世界有数の海洋国家である。優れた潜水艦技術なども有効に利用しながら、海洋秩序の維持に取り組むとともに、法の支配に基づいた海洋資源の活用促進に主導的な役割を果たしていくべきである。

これと並行して、尖閣諸島などにおいて、我が国に差し迫っている危機に対応すべく、海上保安庁の能力増強も急務である。

⁷ 2020 年 11 月 20 日 ASEAN 東アジアサミット議長声明

⁸ フィリピン：「南シナ海は開かれていることを踏まえると、海警法は戦争を仕掛けるという脅迫だ」（テオドロ・ロクシン外務大臣）などと中国の海警法の施行に対して批判している。

3.「経済の安全保障」の観点から、産業界の垣根を越えた協力体制の構築を

【背景】

米中の覇権争いの激化に伴い、米国は2018年8月に成立した国防権限法に基づく措置として、中国企業5社から製品を調達することを禁じる規制を発効した。また、安全保障上の懸念のある製品・技術を第三国へ輸出する際の再輸出規制も強化した。一方で中国も、2020年12月に安全保障に関わる製品などの輸出規制を強化する輸出管理法を施行している。これにより、日本企業であっても、米国内法に違反すると、制裁リストへの掲載、米国製品や技術を一切調達出来なくなる、罰金の支払い⁹といった重いペナルティが課せられることとなる。このように、米国や中国の輸出規制などに日本企業が巻き込まれる危険性は、ますます高まっている。

また、北朝鮮への経済制裁決議の内容に反する経済活動を企業や個人が行うリスクも依然として高い。秋葉原や日本橋（につぼんばし）などで調達可能な汎用品であっても、それを非合法に輸出、あるいは日本政府の制裁対象企業とは別に設置されたフロント企業などを通じて実質的に不正輸出をしているケースなどが指摘されている。

しかし、米国や中国による輸出規制や輸出制裁が自社に及ぼす影響やリスク認識、あるいは、自社の製品が、供給元／供給先として、どのように作られ、第三国などで使われているのかといった実態把握について、各企業や個人で行う情報収集や対応策には限界がある。

そのような状況に加え、コロナ禍は、医療物資や食料をはじめ各分野における企業のサプライチェーンの脆弱性を浮き彫りにするとともに、特定地域のみをマーケットとすることへのリスクも顕在化させた。米中両国にサプライチェーンやマーケットを大きく依存する我が国にとって、経済の安全保障への対応は、ますます重要となっている。

提言⑥：国は経済安全保障に関する実態の把握、公表をすべき

経済と安全保障をめぐる問題は以前より認識されていたが、2015年に発表された中国の「中国製造2025」及び「軍民融合発展戦略」、さらに2018年以降の上述の動きなどを受けて、民生と軍事の境界は、ますます曖昧となっている。結果、AIや5G、量子技術などの最先端技術、我が国にも強みのある半導体、ロボット、蓄電池、工作機器、検査・計測機器の分野など、あらゆる産業が軍事範囲として攻撃対象とされ、情報が流出しているリスクがある。また、海外企業と我が国の企業又は大学との共同研究、寄付講座などを通じて、軍用可能な知的財産などの技術移転が生じていることも指摘されている。これを放置することは、日本の企業や大学が他国と連携する上での思わぬリスクを孕み、我が国の産業競争力を高める上での足枷となり得る。しかし、これらの実態については、我が国として十分に把握できておらず、公表もされていない。

政府はまず、経済安全保障の観点から、企業、大学や研究機関などの調査を行い、戦略的不可欠性が認められる技術や製品、すなわち我が国が圧倒的な優位性を持ち他国では代替困難な研究成果や技術や

⁹ 安全保障貿易情報センター

製品として、どのようなものがあるのか全容を把握すべきである。その上で、実態を公表し、我が国全体で認識を共有すべきである。

提言⑦:国内において産業界の垣根を越えた情報連携、協力体制の構築を進めるべき

企業個社が安全保障上特に重要な輸出製品や技術に関して情報収集をしたり、対応を行ったりするには限界がある。例えば、制裁に関する情報に関して、金融機関や貿易に関わる企業個社に情報があっても、それが企業や業界を横断して共有される仕組みは整備されていない。そのため、日本企業が知らないうちに制裁違反に巻き込まれるリスクを払拭できない。

そこで、2020 年 4 月に発足した国家安全保障局に設置された「経済班」などを活用し、産業界の垣根を越えた情報の共有や分析、協力体制の構築を進めるべく、まずは官民一体での情報交換を緊密に行うべきである。

【参 考】近年の経済安全保障に係る米中の主な動き

米 国		中 国
	2015	「中国製造 2025」を公表（5 月） ・ 「軍民融合発展戦略」を明記
	2017	「国家情報法」施行（6 月） ・ 国の情報収集活動へ企業や個人の協力義務化
「国防権限法(NDAA)2019」成立（8 月） ・ 中国企業 5 社（ファーウェイ等）の製品を米政府機関が使用することを禁じる 「2018 年輸出管理改革法(ECRA)」制定 ・ 輸出管理対象：振興技術と基盤技術に拡大 「2018 年外国投資リスク審査現代化法(FIRRMA)」制定 ・ 対米外国投資委員会の権限強化	2018	
	2019	「信頼できないエンティティリスト」策定を公表（5 月） ・ 中国企業との取引を中止した外国企業を禁輸措置対象に 「国家技術安全管理リスト」創設検討を公表（6 月） ・ ハイテクの輸出規制
	2020	「輸出管理法」施行（12 月） ・ 戦略物資やハイテク技術の輸出管理を強化

※ 「2018 年輸出管理改革法（ECRA）」と「2018 年外国投資リスク審査現代化法（FIRRMA）」はともに「2019 年度国防授權法（NDAA）」の一部

【参 考】軍事転用の恐れがあるとされる民生用途（例）¹⁰

	民生用途		懸念用途
工作機器	自動車の製造や切削	→	ウラン濃縮用遠心分離機の製造
シアン化ナトリウム	金属めっき		化学兵器の原材料
ろ過器	海水の淡水化		細菌兵器製造のための細菌抽出
炭素繊維	航空機の構造材料		ミサイルの構造材料

¹⁰ 「安全保障貿易管理について」経済産業省（令和 2 年 9 月）より作成

4. 官民双方によるサイバーセキュリティの強靱化を

【背景】

コンピュータ技術が進歩するなか、サイバー攻撃が多様化・大規模化している。その結果、個人の情報漏洩にとどまらず、経済及び産業システムやインフラシステムの破壊、先端産業や軍事機密をはじめとする知的財産の不正取得、情報操作を狙いとする攻撃などが深刻化している。また、世間では人的ミスやシステムエラーなどが原因と捉えられている個人情報漏洩案件、インフラの故障・破損¹¹などについても、サイバー攻撃の可能性が多数指摘されている。サイバー攻撃においては、外国政府機関が攻撃主体となるケースも多数指摘されており、特にその場合は民間企業や個人での対応策には限界がある。更に、コロナ禍のリモートワーク増加などにより、サイバー攻撃への脆弱性に起因するリスクは一段と高まっている。

現在、政府の体制としては、2015年1月に「内閣サイバーセキュリティセンター」が内閣官房に創設されているが、その役割は、「各府省庁間の総合調整」、「産学官民連携の促進の要となる主導的役割」などに留まる。また、これに先立ち、自衛隊には2014年3月、自衛隊指揮通信システム隊の隷下に共同の部隊としてサイバー防衛隊が新編され、米国との教育交流、共同演習の実施のほか、英国、オーストラリア、NATOなどの関係国・国際機関との情報共有などもなされている。そして、2025年度末までには、千数百人規模に拡大されることも発表されている。しかし、これらは防衛省・自衛隊に対する外部攻撃からの対応が期待されるものであり、民間企業や個人をサイバー攻撃から守るものではない。その他、各省庁でも、それぞれがサイバー攻撃からの対策を行っているが、縦割りの状態である。従って、国全体の安全保障を脅かす大規模なサイバー攻撃や、重要インフラ施設へのサイバー攻撃に対する、監視、分析、対応などを行う政府の体制や責任の所在が不明確であり、いわばサイバー攻撃に対する「国の盾」が不在の状況にある。

民間企業側にも課題は山積している。まず、日本企業一社あたりのセキュリティ投資額は、米国などよりも大幅に低い上、短期的な対策費が多いとされる。例えば、NRIセキュアテクノロジーズが2019年に行った調査¹²では、IT関連予算に占めるセキュリティ関連予算の割合が10%以上とする回答は、米国企業が80%弱、シンガポール企業が70%弱であるのに対し、日本企業は約30%と大きく乖離している。また、同社が2020年に行った調査¹³では、「セキュリティ人材が充足している」と答えた米国やオーストラリアの企業は8割以上であったのに対し、日本企業は僅か1割程度であった。

2018年7月に閣議決定された現行のサイバーセキュリティ戦略は、2021年に計画期間を終える。次期のサイバーセキュリティ戦略の策定は、今まさに進められている最中であり、国、民間企業双方がサイバーセキュリティへの対応策を進めるべく、以下を提言する。

¹¹ パイプライン火災（2008年・トルコ）、製鉄所の溶鉱炉損傷（2014年・ドイツ）など

¹² 「企業における情報セキュリティ実態調査 2019」

¹³ 「企業における情報セキュリティ実態調査 2020」

提言⑧：国全体のサイバーセキュリティを総括、責任の所在となる専門官庁を早期創設すべき

サイバー攻撃の激化に伴い、国全体のサイバーセキュリティを総括し、責任の所在として、サイバー攻撃に対する監視、分析、対応などを一元的に行う専門官庁を創設すべきである。自民党サイバーセキュリティ対策本部では、内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）を拡充する型で、サイバーセキュリティ庁を 2025 年に創設することを提言しているが、サイバー攻撃の件数、内容ともに激化しているなか、2025 年を待たずして早期に創設すべきである。

現在、我が国のサイバー攻撃に対する防衛技術は米国、NATO、イスラエルなどに依るものが多いと言われている。しかし、これらの国々と我が国では攻撃主体たる国、産業構造などが必ずしも同一ではない。我が国として、サイバー攻撃への対策を十分なものとすると同時に、今後、防衛上の他国との情報交換・対話の枠組みに参入していくに際しても、各国に信用される情報管理体制、インテリジェンス機能を自ら整備していくべきである。

提言⑨：官民が協力して、民間企業のデジタル強靱化(デジタルレジリエンス)の底上げをすべき

官民のサイバーセキュリティに関する協力体制にも課題がある。民間企業がサイバー攻撃を受けた際、我が国では防衛・宇宙関連や重要インフラ事業者などを除いて、当局への報告は義務付けられていない。そのため、民間企業がサイバー攻撃を受けた際、その情報が公にされることが少なく、その結果、取引先や従業員を通じて被害が拡大する恐れがある。

従って、業種や会社規模を問わず、サイバー攻撃を受けた際には、当局への報告を義務付け、侵入経路や攻撃手法、被害の実態などが早期に把握され、広く実態や対応策が共有されるように整備すべきである。なお、実態に関する情報共有に際しては、企業側が報告を躊躇することの無いよう、報告企業や従業員が特定されない制度にするなど、制度設計には十分留意すべきである。

また、前述の通り、我が国では民間企業による対応策も海外に比べ遅れを取っている。2022 年秋の創設が目指されているデジタル庁には、サイバーセキュリティの専門チームを設置することなどが公表されており、デジタル庁は、政府機関のデジタル化の推進などを行うなかで、民間企業のシステムや金融システムとの繋がり、様々な業界との繋がりを持つことになると考えられる。

そこで、個々の企業に対する情報提供、共同訓練などについてデジタル庁が担い、民間企業のデジタル強靱化の底上げをすべきである。なお、その際、防衛省を始めとする各担当官庁との更なる連携が前提であることは、言うまでもない。

なぜ、経済団体が安全保障を研究するのか——。発足以来、当委員会が繰り返し受けてきた質問である。しかし、国の安定した安全保障の確保をなくして、我々の日々の生活や経済活動は成り立たない。また、自由、民主主義、基本的人権、法の支配といった普遍的価値の基盤なくして、我々の求める経済的繁栄は成しえない。特に今、中国の覇権主義台頭に起因する各国との摩擦及び東アジアの不安定化、コロナ禍に対する対応、サイバーセキュリティの確保、グローバル化に伴うサプライチェーン上の様々なリスクなど、今までになく安全保障のレンズを通して経済を見ることの重要性が高まっている。今こそ、経済界、各企業ともに、安全保障に関する関心を高め、真剣に対策を考える必要がある。

最後に、2点付け加えたい。

一つは、韓国との関係についてである。当会では 2000 年よりほぼ毎年、大韓民国への訪問団を派遣してきた。2020 年は、コロナ禍であったがオンラインで外交部や統一部、有識者との懇談を実施した。そのなかで毎回気付かされるのは、自由と民主主義を共有する両国が、東アジアの安定のため、地域的な戦略パートナーとして良好な関係を構築していくことの重要性である。両国政府には、世論や感情に過度に流されることなく、戦略パートナー構築の気概をもって、ぜひ、長期的な視点での対応を求めたい。そして、政府間での関係が難しく、両国間の実務レベルの対話すらも滞っている時こそ、民間同士での対話を行うことが重要である。従って、今後も経済界や青少年など民間レベルの交流は継続すべきである。

もう一つは、我が国全体の危機管理能力を高める必要性についてである。例えば、自然災害は、いつ起こるか分からない。コロナ禍は、政府の危機管理能力に対する課題を顕在化させたが、企業においても危機管理能力の有無が存続の命運を大きく左右する。言うまでもなく、安全保障と危機管理は密接不可分である。我が国は第二次世界大戦の反省を踏まえ、戦後は国の防衛政策の基本として「専守防衛」に徹し、安全保障に関する人員・予算はともに抑制してきた。そして安全保障に関する政策や議論も控える傾向が強かった。しかし、軍事的緊張、パンデミック、自然災害などの危機は突如として勃発する。そのため、我々は、平時においてこそ、危機管理体制の強化と意識の啓発を行わなければならない。

当委員会では今後も、米中対立との関係における我が国のあるべき姿、経済安全保障の観点から企業がなすべき事柄、また宇宙・サイバー・電磁波といった「新たな領域」への備え、さらには、コロナ禍を踏まえた感染症に対する危機管理のあり方などについて、検討を行う方針である。

2019 年度 安全保障委員会 活動実績

(役職は実施当時のもの)

2019 年

6 月 14 日 第 1 回委員会会合

「2019 年度の活動方針案について」

8 月 9 日 講演会・第 2 回委員会会合

講 師：元韓国外交通商部長官、元駐日韓国大使、韓日フォーラム韓国側委員長
柳 明桓 氏

テーマ：東アジアの安定に向けた日韓両国の役割

8 月 27 日 第 18 回大韓民国訪問団

～28 日 [懇談会] 在大韓民国日本国大使館 駐大韓民国日本国特命全権大使 長嶺 安政氏 ほか

[夕食懇談会] 元駐日本国大韓民国特命全権大使 申 珏秀 氏

元国立外交院 院長 尹 徳敏 氏

元東亜日報大記者 沈 揆先 氏

クラシック 500 社長 崔 鐘文 氏

[朝食懇談会] 元大統領外交安保首席 元駐英大使 千 英宇 氏

元統合参謀本部次長 陸軍中將 申 源湜 氏

[昼食懇談会] 元外相・元駐日大使・日韓・韓日フォーラム韓国側委員長 柳 明桓 氏

韓日ビジョンフォーラム幹事 李 夏慶 氏

元サムスンジャパン 代表鄭 竣明 氏

10 月 4 日 講演会・第 3 回委員会会合

講 師：大阪大学大学院 法学研究科教授 坂元 一哉 氏

テーマ：新時代の日米同盟と安保条約再改定のすすめ

2020 年

1 月 24 日 講演会・第 4 回委員会会合

講 師：NPO 法人国際地政学研究所 理事長 柳澤 協二 氏

テーマ：安保条約 60 年 激変する世界と日本の選択

4 月 23 日 第 5 回委員会会合（新型コロナウイルス感染拡大に伴い、書面開催）

「今年度の振り返りと次年度の研究課題」

4 月 27 日 幹事会にて報告書を報告

2020 年度 安全保障委員会 活動実績

(役職は実施当時のもの)

2020 年

- 6 月 25 日 第 1 回委員会会合
「2020 年度の活動方針案について」
- 8 月 18 日 講演会・第 2 回委員会会合
講 師：前・経済産業省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官
伊東 寛 氏
テーマ：サイバー攻撃の「真の恐怖」とは？～対国家・対企業の観点から～
- 8 月 25 日 大韓民国 外交部とのオンライン意見交換
先 方：外交部 アジア太平洋局 審議官 金 壯炫 氏
- 8 月 25 日 大韓民国 有識者とのオンライン意見交換
先 方：元駐日本国大韓民国特命全権大使 申 珏秀 氏
元国立外交院 院長 尹 徳敏 氏
元ソウル大学日本研究所 所長 ソウル大学院教授 朴 哲熙 氏
- 9 月 17 日 大韓民国 統一部とのオンライン意見交換
先 方：統一部 統一政策協力官 趙 炫禹 氏 ほか
- 9 月 25 日 講演会・第 3 回委員会会合
講 師：静岡県立大学特任教授、特定非営利活動法人・国際変動研究所理事長
軍事アナリスト 小川 和久 氏
テーマ：中国という地政学リスク
- 12 月 18 日 講演会・第 4 回委員会会合
講 師：国連安全保障理事会・北朝鮮制裁委員会 専門家パネル元委員
古川 勝久 氏
テーマ：米中摩擦下の国際機関の現状と日本の課題

2021 年

- 1 月 25 日 講演会・第 5 回委員会会合
講 師：株式会社山猫総合研究所 代表 三浦 瑠麗 氏
テーマ：激変する国際情勢と日本の課題
- 2 月 9 日 第 6 回委員会会合
「提言骨子（案）についての意見交換」
- 2 月 22 日 常任幹事会にて提言骨子案を審議
- 4 月 9 日 第 7 回委員会会合
「提言（案）についての意見交換」
- 4 月 26 日 幹事会で提言案「切れ目のない安全保障体制の実現へ～激化する米中覇権争いの今、東アジアの安定に向けて我が国がなすべきこと～」を審議
- 5 月 17 日 提言「切れ目のない安全保障体制の実現へ～激化する米中覇権争いの今、東アジアの安定に向けて我が国がなすべきこと～」を記者発表

2020 年度 安全保障委員会 委員会名簿

(2021 年 4 月 26 日現在・敬称略)

区分	会員名	会社名	役職
委員長	鴻池 一季	(株)鴻池組	名誉会長
副委員長	東 光一	東樹脂工業(株)	代表取締役
副委員長	上 敏郎	日本電通(株)	代表取締役会長
副委員長	岡野 幸義	ダイキン工業(株)	社友
副委員長	金田 直己	金田事務所(株)	代表取締役
副委員長	河合 宗一	川崎重工業(株)	理事 関西支社長
副委員長	杉野 利幸	三紀運輸(株)	代表取締役社長
副委員長	田中 計久	(株)東京スター銀行	取締役
副委員長	谷本 隆広	関包スチール(株)	代表取締役会長兼 CEO
副委員長	田村 英輔	(一財)ダイバーシティ研究所	相談役
副委員長	萩尾 千里	大阪国際フォーラム	会長
副委員長	廣江 譲	関電プラント(株)	代表取締役社長
副委員長	藤岡 ゆか	藤岡金属(株)	代表取締役社長
副委員長	細井 敦子	(株)あかつき	代表取締役社長
副委員長	若松 正身	エレコン(株)	代表取締役社長
副委員長	脇村 利恵子	平和運送(株)	取締役会長
委員	大塚 道夫	大塚産業インテリア(株)	代表取締役社長
委員	香川 芳江	香川メディカルグループ	理事長
委員	隅田 和男	(株)浪速ポンプ製作所	取締役会長
委員	武井 真剛	日本航空(株)	執行役員 西日本地区支配人
委員	田中 信行	テレビ大阪(株)	代表取締役社長
委員	西村 元秀	泉州電業(株)	代表取締役社長
委員	丸岡 利嗣	(株)マルゼン	代表取締役
委員	三田地 肇	三菱商事(株)	国内開発室長(兼)関西支社 支社長代理 事業開発部長
委員	藪本 雅巳	医療法人 錦秀会	理事長
委員	矢本 博三	清友監査法人	代表社員
委員長スタッフ	羽藤 央貴	(株)鴻池組	本社管理本部 法務部法務課 課員
スタッフ	阿部 秀一郎	三紀運輸(株)	法律顧問(弁護士)
スタッフ	岡田 賢一	大塚産業インテリア(株)	業務部長
スタッフ	尾鼻 康弘	関包スチール(株)	常務執行役員
スタッフ	小寺 敬太	平和運送(株)	部長
スタッフ	長根 正治	大阪国際フォーラム	
スタッフ	長谷川 寛	日本航空(株)	関西地区法人販売部 第2 販売グループ
スタッフ	原野 元見	香川メディカルグループ	
スタッフ	藤本 昌一	川崎重工業(株)	関西支社 業務課長
スタッフ	三井 道隆	三菱商事(株)	関西支社事業開発部部長代行(兼) 企画・管理チームリーダー
スタッフ	宮木 満智子	(株)あかつき	経理課
スタッフ	三好 大介	(株)マルゼン	取締役 兼 統括マネジャー
スタッフ	山本 千恵	(一財)ダイバーシティ研究所	副代表理事
スタッフ	矢本 浩教	清友監査法人	代表社員

代表幹事スタッフ	加藤 行教	伊藤忠商事(株)	開発・調査部 関西開発調査室長
代表幹事スタッフ	光信 博雄	伊藤忠商事(株)	開発・調査部 調査・情報室
代表幹事スタッフ	高澤 求尚	日本生命保険(相)	本店企画広報部 部長
代表幹事スタッフ	清水 和樹	日本生命保険(相)	本店企画広報部 課長
代表幹事スタッフ	川手 由佳	日本生命保険(相)	本店企画広報部 副主任
事務局	廣瀬 茂夫	(一社)関西経済同友会	常任幹事 事務局長
事務局	吉竹 良陽	(一社)関西経済同友会	顧問(事務局長補佐)
事務局	與口 修	(一社)関西経済同友会	企画調査部長
事務局	木津 光明	(一社)関西経済同友会	企画調査部課長
事務局	香川 明彦	(一社)関西経済同友会	企画調査部係長

**【提言】切れ目のない安全保障体制の実現へ
～激化する米中覇権争いの今、東アジアの安定に向けて我が国がなすべきこと～**

2021 年 5 月発行

発行者 一般社団法人関西経済同友会
常任幹事 事務局長 廣瀬 茂夫
大阪市北区中之島 6 丁目 2 番 27 号
電話 (06) 6441-1031
<http://www.kansaidoyukai.or.jp>

印刷所 株式会社ライズクリエイション

【提言】切れ目のない安全保障体制の実現へ

～激化する米中覇権争いの今、

東アジアの安定に向けて我が国がなすべきこと～

2021年(令和3年)5月

